

皆様に知ってもらいたい寄附金の使い道

意欲・能力のある全ての子どもに修学の機会均等を

修学に対する意欲・能力がありながら経済的理由によって子どもの教育を受ける機会が制限されることのないように、旭川市では、高校・大学・専門学校等の入学に伴う一時的な支出のための支援制度として、「入学仕度金貸付制度」と、在学中の学費に対する支援制度として、「奨学金貸付制度」（いずれも無利子貸付）を設けており、これまでに多くの子どもの支援を行ってきました。

さらに、令和2年度からは新たに入学した高校等の1年生を対象とした返還不要の「給付型奨学金制度」を創設しました。

上級学校への進学を希望する声が増え、修学費用の援助に対するニーズが高まっている

旭川市が実施した子どもの生活実態調査の結果によると、中学2年生の子を扶養する保護者の半数以上が子どもに大学・専門学校等で教育を受けさせたいという希望があり、一方、高校2年生の子を扶養する保護者の「進学費用として奨学金を利用予定」とする回答が5割を越す状況となっています。

また、具体的な支援策として、高校・大学の進学に関わる経済的負担の軽減を求める声は全体の9割以上を占めていることから、高校進学率がほぼ100%である本市において、修学にかかる費用の援助に対するニーズが高まっている状況にあります。

制度利用者からの返還金と寄附金をもとに運営できる事業

本市の奨学金等制度は、ご利用いただいた方からの返還金と皆様からの寄附金を原資として実施しております。皆様のご支援のおかげで令和2年度から「給付型奨学金」を創設することができ、制度の拡充に繋がりました。経済的な理由により進学を断念することがなく、子どもが勉強や部活動など学校生活を有意義に送る一助となるよう、引き続き、ふるさと納税によるご支援・ご協力をよろしく願います。

寄附金の使い道

皆様からお寄せいただいた寄附金は、奨学金制度及び入学仕度金制度の貸付金や、給付型奨学金の給付金として大切に活用させていただきます。

お問合せ先

子育て支援部子育て助成課 電話 0166-25-9107